

美観地区に関する史的研究*

A Study on the History of the Urban Aesthetic District

澤田 充生**

岸井 隆幸***

By Mitsuo SAWADA** and Takayuki KISHII***

Abstract

In 1919, City Planning Law was enacted with "the Urban Aesthetic District". But even now, we have only 5 districts designated. There are two groups, the group 1 was designated before World War II; Tokyo Chiyoda-ku in 1933(294.6ha), Osaka in 1934(125.6ha), Ise in 1939(3.2ha). And the group 2 after the World War II; Numadu in 1953(0.7ha), and Kyoto in 1972(932.2ha).

In this paper, we make the concept of this "the Urban Aesthetic District" clear by analyzing both the discussion in "The Investigation Committee on the City Planning Law(1918)", and the historical case studies on these 5 districts.

1 はじめに

近年、都市景観に関する関心が高まる中、「景観への配慮」を謳う自治体が増加しており、建築物等の「規制・誘導」に関する条例あるいは要綱を独自に公布する例が多くなってきている。

一方、日本の都市計画法（以下「都計法」という）、姉妹法として公布された市街地建築物法（以下「物法」）においては公布当初の大正8年（1919年）から「風致地区」、「美観地区」がそれぞれ指定できることになっており、この二つの制度を活用することも良好な都市景観を実現する有力な方法であると考えられる。

しかし、「美観地区」は平成7年末現在、東京都千代田区・大阪府大阪市・三重県伊勢市・静岡県沼津市・京都府京都市の5都市（指定順）に指定されているにとどまっている。

本研究は、この古い歴史を有する美観地区制度に着目し、

①「美観地区」制度の制定時の論議について、草案を作成した「都市計画調査会」の議事録から明らかにする

②実際に指定された数少ない「美観地区」の指定経緯、運用の実態について文献、議事録等から明らかにする

ことを通じて、わが国「美観地区」制度の都市計画上の位置付け及び制度の本質について再確認することを目的とする。

*keywords: 都市計画法、市街地建築物法、美観地区

**正会員 昭和株式会社（〒140 東京都品川区東大井5-6-13）

***正会員 工博 日本大学理工学部土木工学科（〒101 東京都千代田区駿河台1-8-14）

なお、既存研究としては、都市計画法の制定経緯について分析したもの¹⁾²⁾、「風致地区」制度の導入経緯に関して分析したもの³⁾、戦前期の美観思潮を分析したもの⁴⁾などがあるが、調査会における「美観」に関する議論に着目し、全国の「美観地区」の実態をふまえて考察を行ったものはない。

2 研究方法

目的①については、都市計画法案、市街地建築物法が制定された経緯を内務大臣官房都市計画課『都市計画調査会議事速記録 付 特別委員会会議録』（都市計画協会蔵）の分析を中心に行う。

目的②については、全国5都市の事例を当時の指定理由書、制定時の議事録、関連文献資料等を通じて分析するものとし、具体的には以下の資料を中心に分析を進めた。

東京：指定理由書、当時の担当者の著述⁵⁾⁶⁾、都市計画地方委員会議事録⁷⁾

大阪：指定理由書、当時の担当者の著述⁸⁾、日本建築協会による促進運動に関する文献⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾

伊勢：指定理由書、当時の担当者による著述¹³⁾

沼津：当時の担当者による著述¹⁴⁾¹⁵⁾、制定時の沼津市議会会議録

京都：当時の担当者による著述¹⁶⁾¹⁷⁾、制定時の京都市風致審議会議事録¹⁸⁾

なお、引用文献については判読の便宜に配慮して常用漢字及び平仮名文字に修正をしている。また、特に記述しない限り敬称は略している。

3 「美観地区」制定経緯について

(1) 都市計画調査会の概括

大正7年5月22日に都市計画調査委員会官制が官報勅令第154号を以て公布、即日より施行された¹⁹⁾。水野錬太郎内務大臣を会長とする24名の都市計画調査委員会は、大正7年7月8日に第1回本委員会を開会し特別委員会も含めて大正7年末までに12回開催されている。（表-1）

また、出席者は関係各省の次官、局長、学識経験者を委員として²⁰⁾表-2のようになっており、池田宏、吉村哲三両氏が幹事となっている。この都市計画調査会は、本委員会のあと、特別委員会（調査要綱、両法案の2種類）を設けて審議をし、その報告を受けて本委員会で審議、決議するという形式をとっている。

表-1 都市計画調査委員会日程及び内容（大正7年）（『都市計画調査会議事速記録』より著者作成）

通算回数	月日	本委員会	特別委員会	審議内容	「美観」に関する事項
1回目	7. 8	第1回		調査要綱の件	
2回目	7. 9		調査要綱	〃	
3回目	7.10	第2回		〃	
	7.24			両法案制定のための特別委員の指名	
				両法案制定期間	
4回目	12. 7（午前）	第3回		両法案説明	委員長挨拶に「美観」入る
5回目	12. 7（午後）		両法案 第1回	都計法案 1～9条	速記省略・第1条目的審議
6回目	12. 9		第2回	〃 7～10条	「神野発言」
7回目	12.11		第3回	〃 7～31条	
8回目	12.13		第4回	〃（修正案） 1～32条	
9回目	12.17		第5回	物法案 1～13条	
10回目	12.20		第6回	〃 14～21条	「建築線」解釈議論
11回目	12.23		第7回	〃 21～37条	「美観地区」制度審議修正
12回目	12.24	第4回		両法案審議（両修正案） 両修正案さらに修正あり	「美観」に関する条文に おいては修正案のまま通過

(2) 本委員会・各特別委員会に於ける「美観」及び「美観地区」議論の内容

a) 調査会の目的と「美観」

第1～3回目は「調査会要綱に関する件」審議であるが、この前文は「～交通、衛生、経済、警察、経済

等の見地より永遠に亘り公共の安定を維持し福利を増進すべき～」²¹⁾となっており、ここに「美観」の文字はない。この様に「美観」という文字は調査要綱そして要綱の説明に行う池田幹事の説明中にも出てこず、直接的な問題にはされていない。しかしながら、調査要綱の第3の建築線を予定し建築の制限を設けること、第4の路上工作物及び地下埋設物を整理すること等は、結果的に「美観」に関連したものであると考えられる。なお、通算3回目の会議にあたる第2回本委員会において関一の提案²²⁾で法案作成のための特別委員を任命することが決定し、水野会長から表-3の委員が指名されている。

表-2 都市計画調査委員会出席者名簿（『都市計画調査会議事速記録』より著者作成）

本委員会		第1回	第1回のみ	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第4回
要綱特別委員会		第1回	第1回のみ	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第4回
両法案特別委員会		第1回	第1回のみ	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第4回
役職	氏名	107.07.08	107.07.09	107.07.10	107.12.07	107.12.07	107.12.09	107.12.11	107.12.13	107.12.17	107.12.20	107.12.23	107.12.24
会長内務大臣	水野 謙太郎	○		○									
会長内務大臣(後任)	床次 竹二郎				○								○
幹事 都市計画課長	池田 芳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幹事	吉村 昭三	○				○							○
委員	市来 乙彦	○				○							○
東京府知事	井上 英一	○	○	○									
	堀田 貢	○	○		○		○						○
衛生学者	緒方 正規	○		○	○								
	岡田 文次	○		○									
法律学者	渡邊 鉄蔵	○	○		○	○	○			○			○
関西建設協会会長	片岡 安	○		○		○							○
農商務次官	上山 清之進	○		○									
	田所 榮治	○											
	田原 信次郎	○		○									○
	永田 秀二郎	○											
通商次官	内田 嘉吉	○(委員長)		○									
大蔵技師	矢橋 賢吉	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	山梨 半造	○											○
都市協会幹事	藤原 俊雄	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○
商工会議所会頭	藤山 静太	○	○		○	○						○	○
内務次官	小橋 一太	○	○	○	○								○
土木学会	近藤 虎五郎	○		○	○								○
建築学会副会長	佐野 利器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪市理事者代表	関 一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生局長	杉山 四五郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	馬場 三郎			○	○								○
	坂内 曾次郎			○									○
	石丸 寛美			○	○								○
警視總監	岡 重七郎			○	○								○
	川村 竹治			○	○								○
大蔵次官	特野 勝之助			○	○		○	○	○				○
	赤田 敬一郎			○	○								○
両法案特別委員長	中西 清一			○	○	○(委員長)	○(委員長)	○(委員長)	○(委員長)	○(委員長)	○(委員長)	○(委員長)	○
東京市長衛生工学者	中島 健吉			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南 弘			○	○								○
警視廳監代理	小幡 豊治			○	○				○	○	○		○
都市法律学者	松岡 均平			○	○				○	○	○		○
	山田 謙次郎			○	○				○	○	○		○
	丸山 精吉			○	○				○	○	○		○
	堀切 善次郎			○	○				○	○	○		○

表-3 両法案制定特別委員（『都市計画調査会議事速記録』より著者作成）

指名日：大正7年7月24日
都市計画法案制定に関する調査 井上友一・堀田 貢・渡邊鉄蔵・添田敬一郎・関 一
建築法案及び調査要綱第3の制定に関する調査 岡田文次・片岡 安・佐野利器

b) 法案内容と「美観」

通算第4回目にあたる第3回本委員会議事録に都計法案・物法案が掲載されているがその中には、「美観地区」や建築線に関して「美観」に考慮した条文が具体的に現われている。表-4は、議事録において提出されている両法案に於いて特に「美観」に関する条文の修正経緯を示している。又、水野会長後任の床次竹二郎内務大臣が会長として挨拶する中で都市計画の事業について、

「～欧米に於いては今日最も重要な事項となつて～」²³⁾とその重要性を強調した上で都市計画に於いては、「～、例えば地域の設定建築の制限、地帯の収容もしくは区画の整理等、都市計画の最も重要な事項に関する法規が欠けて居る～」²⁴⁾

として両法案制定の背景を述べている。そしてその意義として、

「～、今日に於いて一定の計画を樹て、経済上なり、美観の上なり、又生活の改善の上なりに尽くすべき時であろうと思います。～」²⁵⁾

となっている。ここにおいて、初めて「美観」という言葉が出てきており、経済・生活の改善に並んで都市計画に「美観」を配慮する考えがあることが伺える。

この次の池田幹事による両法案の説明では、都計法案の第14条について

「～、或いは都市としましては相当美観を保つ、殊に中枢地区とか、或いは公園とか云ふような附近の隣境の風致を維持し又は社寺等の神聖を維持します為に相常隣境の地域に制限を加えることも、是又必要のことだと思いますので～」²⁶⁾としている。

又、地域地区について同じ様な条文を両法案に重複させた理由について池田はどちらの法案も速やかに制定することを望んでいるが、どちらかが遅れる場合も考えられ、そのために

「～どちらが出ましても此の必要な事だけは是非とも相当の措置を執る事が出来る途を開いておきたいという趣旨～」²⁷⁾と説明している。

なお、「美観」に関して述べられているのは、こうした条文だけではない。物法案では、「建築線」についても「美観」を意識している。例えば

「～、併し或いは交通或いは市街の体裁と云ふような事によりまして～」²⁸⁾

として建築線を道路の境界線より後退して指定するように出来る事としている。

また、「主要壁面」について、

「～是も都市の如く兼ねて美観を尚ぶるような所では極めて必要なこと～」²⁹⁾として建築線に面する主要壁面を指定出来ることとした理由としている。この他にも建築物の高さの説明に於いても、

「～外部の体裁にも拘に保ち得ない訳であります～」³⁰⁾とあり、

「中枢地区には最低限度の高さ」³¹⁾を体裁にも影響するとして設けるとしている。

表－4 両法案公布までの変遷（『都市計画調査会議事速記録』及び都計法・物法より著者作成）

都市計法案	
第3回本委員会において提出された法案	
第14条	都市の状況に依り必要ありと認むるときは、災害予防、衛生、風紀及び美観風致維持の為特に地区を指定し其の地区内に於ける権利の制限を為すことを得
第15条	前二条の地区及び地域内に於ける権利制限は別に之を定む
第4回本委員会において提出された法案	
第15条	都市の状況に依り必要ありと認むるときは災害予防、衛生、風紀及美観風致維持のため特に地区を定めることを得
第16条	前条二条の地域及地区内に於ける権利の制限は別に之を定む
都市計画法	
実際に公布された条文	
第10条	都市計画区域内に於いて市街地建築物法に依る地域又は地区の指定、変更又は廃止を為すときは都市計画の施設として之を為すへし 都市計画区域内に於いては市街建築物法に依る地域及地区の外土地の状況に依り必要と認めむるときは風致又は風紀の維持の為特に地区を指定することを得
建築法案	
第3回本委員会において提出された法案	
第15条	地方長官は交通又は街衢の体裁上必要ありと認むるときは建築線に面する建築物の主要壁面の位置を指定することを
第25条	内務大臣は命令の定むる所に依り美観地区を指定し美観及び風致上必要となる制限を為すことを得
第4回本委員会において提出された法案	
第14条	地方長官は交通又は街衢の体裁上必要ありと認むるときは建築線に面する建築物壁面の位置を指定することを
第18条	内務大臣は美観区域を指定し美観及風致上必要となる制限を為すことを得
第14条は附編p143では二つあるが、13条がないことから前条が13条にあたり、この条文が14条である考えられる。	
市街地建築物法	
実際に公布された条文	
第10条	行政官庁は市街地の体裁上必要と認むるときは建築線に面して建築する建築物の壁面の位置を指定することを
第15条	主務大臣は美観地区を指定し其の地区内に於ける建築物の構造、設備又は敷地に関し美観上必要な規定を設けることを得

c) 法案の審議と「美観」

第3回本委員会は、池田が説明した後に休憩に入り、矢橋賢吉大蔵技師の提案で、両法案の特別委員会を設けることとなった。この時に先の法案を作った特別委員とは別の者を選び、法案を作った特別委員は説明

員としてこれに加わるものとなっている。

したがって、この後の議論は、「都市計画法案建築法両法案 特別委員会」で行われ、次の調査会である大正7年12月24日の都市計画調査会で決議されることとなる。

7) 都市計画法案の審議

通算5～11回目は、両法案の特別委員会である。この内5～8回目までは、都計法案、9～11回目までは物法案が審議されている。なお、5回目には旧都計法の第1条すなわち、目的に関して議論が行われたと思われるが、議事速記録には「速記者の理由により省略したり」と記されて省略されているためどの様な審議が行われたか不明である。³²⁾

又、都計法案の審議では財源に関して、「池田・神野論争」^{33) 34)}がある。この議論内容は、財源確保を望む池田等とそれに反対する大蔵次官の神野勝之助との議論だが、既に既存研究でも説明されているので、詳細を述べることは避け、ここでは「池田・神野論争」における「美観」に関する議論を整理しておく。

まず、神野は、国庫補助の項目について交通・教育・国防という国家に直接関係あるものに対し、「～都市の改良というものは、極めて結構なことだ～」³⁵⁾としながらも、「～どちらが急であるかと云へばまず急な方へ主として力を入れんならぬものである～」³⁶⁾として、都市計画に財源を出すことに反対している。

そして、それに反論する池田に対して神野は、「～こう云ふ概括的の都市の美観を添へる～と云ふと少し語弊があるかも知れぬが、都市を立派にして行く」と云ふ為に補助することは「……」³⁷⁾

この発言（以下特に『神野発言』とする。）に対し、池田は、「～決して是は都市を立派にすることが、美観を添えると云ふ意味で都市計画をする訳ではない～」³⁸⁾と反論している。

この神野大蔵次官の発言は、『都市計画即ち「美観」の創出』とする解釈であり、又この都市計画法の捉え方が神野の財源に対する反対の根拠の一つになってしまった。

この議論の後に杉山四五郎衛生局長は、「～実は第1条に、「本法に於いて都市計画と称するのは一交通、衛生、警察、経済等に関して云々」とあります、茲に「美観」と云ふことも、是非現はしたいと云ふ建築の方の「オーソリチー」の方々、熱心な主張があったけれども、美観と云ふことは、如何にも一般の人々に一種の概念を懐かしめるのもどうであろうかと云ふような訳で～」³⁹⁾と発言している。つまり都計法案の目的の中に「美観」を入れる案が一時的ではあるが、建築の人達の方から出たことを示している。（ただし、「美観」を目的に入れることを提案した発言者及び、どの場で発言されたかについては何も触れられていない。）

そしてこの『神野発言』に対しては、佐野利器は以下のように反論をしている。「此の全体の事業に付て、一番必要なことは財源であること～（省略）～美観を増進すると云ふやうな御話が出ますと、閑事業のようなお考へに想像されますが～」⁴⁰⁾

これに対して神野も、「～之を無用であるとか、閑事業であるとか云ふような考えは有つて居らぬ、出来ることならむろん必要のことであることに付いては、むろん依存がないのであります、～」⁴¹⁾と都市計画の必要性には、同意している。

以上、財源問題に端を発した『神野発言』であるが、この発言以降、池田等は財源・都市計画自体の必要性を主張すると共に、『都市計画即ち「美観」の創出』でないことを説明するのに配慮した発言をしている。

結局、『神野発言』を契機に、この審議を通じて「美観」という言葉は慎重に用いざるを得なかったと解することが出来よう。

『神野発言』に対する慎重な姿勢は、次の7回目にも出てくる。神野は、国庫補助項目反対のために、財政的に都市計画に財源を出せない状況であると主張して、市が橋梁を立派に造っていくことあるいは、電信電話、瓦斯、電気等の地下線を地中化することも疑問があることを述べ、

「～東京或は大阪をして、直ちに倫敦、巴里たらしむること、言ひ得べくして行い得べからざることではないかと思ふ。～」⁴²⁾と発言している。

これに対して池田は、必ずしも倫敦・巴里の様にやるわけでないことを述べ、

「～又巴里とか倫敦のようにすると云ふ次官の仰せの意味は、どう云ふ風にしようと云ふのですか、其の処が少し不明ですが、或いは前回述べたように、都市を美化するといふような意味に尚お考が向いて居りはしないかと虞れます、そう云ふ意味ではないので～(省略)～必ずしも巴里の町のように美化すると云ふようなことは、決して此の事業の目的ではありません、それはどうか十分ご協力願ひしたい」⁴³⁾としている。

こうした発言からも神野の『都市計画即ち「美観」の創出』の解釈を取り除こうと「美化」に慎重になっている態度が読みとれる。

以上の様に「美観」は都計法案審議の材料になっているが、「美観風致の維持のための地区」指定を述べた第14条については、特に不要論は出ていない。ただ、「地区内の権限の制限を為すことを得」という表現を単に「特に地区を指定することを得」という表現に修正されるだけで8回目の審議に於いて特別委員会を通過している。

イ) 建築法案の審議

通算9～11回目の物法案の審議に於いて「美観」に関係するものは、まず第10～15条の「建築線」に関係するものである。この中で、佐野委員の建築線の「体裁」に関しての事項の捉え方が議論になったが、結果的に物法第10条では、「体裁」を意図した建築線について表現が明確になっている。(表-4参照)

この後、10回目で絶対高さ規定百尺を謳う第15条が議論になり、「美観地区」の項目を持つ条文は11回目において議論される。

第3回本委員会での法案第25条「美観地区」の制度に関する条文は表-4に示すとおりであるが、この条文に対して、杉山衛生局長から、外国立法例について質問があり、池田がもっと盛んにやっていることを述べている。そして中西委員長より、

「是は積極的に美観に必要な設備を命ずる方ではなく、穢いものはいけないと云ふのですね」⁴⁴⁾

と質問し、池田が

「さうです～」⁴⁵⁾と回答している。その意味では「美観地区」はそこで美観の積極的に創出をするというよりは、汚いものを防止・排除する消極的なものであると解釈できよう。そして他の防火等の地区指定の条文においても削除した、「命令に定むる所に依り」を削る事になったが、その時に杉山から

「さうすると積極的な場合も含むことになるでせう。」⁴⁶⁾と発言するが、中西委員長が

「「制限を為すことを得」とあるから削っても宜いでせう」と積極的ではないとの解釈をして削除のまま採決している。この様に「美観」に関しては何も議論にならずに採決となっている。

この議論から「美観地区」が「美観」を創出するというよりは、醜いものを排除するという消極的・受動的な制度という位置づけで取り入れられていると考えることができよう。

両法案における「美観地区」等の条文は、結局12回目の都市計画調査会(本委員会)第4回に於いて原案のまま通過している。しかし、調査会で審議された条文も議会で提出された時に変更が加えられ、その原案のまま公布されている。(表-4の対応参照)

(3) 都市計画調査会及び各特別委員会に於ける「美観」に関する議論のまとめ

都市計画調査会に於ける「美観」に関する議論をまとめると、

1)「美観」は都市計画の目的にも入っておらず、財源問題を契機(『神野発言』)としてその「位置づけ」においても常に消極的態度を取らざるを得ない状況があった。(一部「美観」を目的に入れようとする動きがあったことを示す発言があったが、証左は見いだせない。「美観」を目的としたい気持ちはあったが、表面化出来ない状況があったと思われる。事実最終的には、「美観」という言葉すら排除されている。)

2)市街地建築物法における「美観地区」制度も受動的な解釈が中心であった。

結局、そもそも「美観」に関する制度は都市計画行政の中では表にたてず、建築行政としても守りの姿勢の中で誕生したと言える。

なお、この「美観地区」の指定予定地であるが、市街地建築物法の公布時に「建築雑誌」Vol. 33-385において美観地区は、「～宮殿及び著名な神社の神聖を維持し名園勝区の風致を汚損せしめざるが如き用意～」⁴⁷⁾と説明されていることから、そもそも「特別な地区」の指定を考慮していたものと考えられる。(ただし、昭和4年に復興局より出された『市街地建築物法講義』に於ける「美観地区」の解釈ではこの「特別な地区」については何ら触れられていない。)

この「特別な地区」としての「美観地区」のイメージは、後述する実際に指定された戦前の「美観地区」である東京都(皇居外郭一帯)や、三重県(伊勢神宮周辺)にその影響を現わしている。

目的にないということは、建前としては「美観」の創出や維持のための「都市計画」は出来ないということになり、ひいては、都市計画において「美観」を謳うことは特殊でしかも付加的なことというような意識を生み出すことにもつながったと考えられよう。

4. 指定された5都市の「美観地区」に関する分析

全国の「美観地区」は、先に述べたように5都市のみの指定となっている。⁴⁸⁾(表-5)

このうち東京・大阪・三重における「美観地区」は戦前のもの、静岡・京都戦後の指定である。戦前戦後における大きな違いの一つに市街地建築物法が建築基準法と改正されたことがあげられるが、この建築基準法における「美観地区」の制度は、第68条の3項において「美観地区における建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で美観の保持のために必要なものは、地方公共団体の条例で定める。」となっており、この条例がないと実際の規定が効力を発揮出来ないことになっている。

しかし、この条例が出来ているのは静岡・京都のみであり、条例による規制に関しては、現在戦前の「美観地区」は本来の指定の効果を発揮しているとは言えない状態にあるといえる。

表-5 全国「美観地区」制定状況(『都市計画年報』より一部加筆)

H. 5. 3. 31現在			
都市名	決定面積(㎡)	名称	決定年月日 条例名称
東京都千代田区	294.6	皇居外郭一帯	S. 8. 4. 6 未制定
大阪府大阪市	変更前		S. 9. 12. 18 未制定
	125.6	中之島, 大阪駅, 安倍野	一部変更
	変更後	御堂筋, 大阪府庁 上本町6丁目	S. 13. 12. 15
三重県伊勢市	3.2		S. 14. 10. 12 未制定
静岡県沼津市	0.7	沼津市アーケード街	S. 28. 4. 7 沼津市美観地区条例 (S. 28. 7. 22)
京都府京都市	932.2	御所(133.0) 二条城(58.3) 東西本願寺(51.9) 東寺(30.6) 鴨川(47.3) 清水(21.2) 鴨東(589.9)	S. 47. 9. 1 京都市市街地景観条例 (S. 47. 4. 20)
全国	1,364.7		

都市計画協会「都市計画年報」の表に一部加筆

(1)戦前指定の「美観地区」について

指定第1号は、昭和8年の東京市皇居周辺であり、法制定から14年あまり経過している。⁴⁹⁾
 同地域については、昭和7年12月21日の都市計画東京地方委員会第10回(表-6)に「議第77号東京都市計画美観地区指定の件」として取り上げられ、太田嘉太郎委員(営繕管財局理事)の「本案は我国最初的美観地区の指定でありますし、宮城を中心とするところの最も枢要なる地区の御指定でありますので、政府及民間の建物に重要な関係を有するのでありまして、又土地の方につきましても相当の制限を受ける事でありますから、特別委員会に付託せられまして慎重審議あらむことを希望します、～」⁵⁰⁾という提案によって特別委員会に付託され審議された。特別委員会での審議の内容は主として取り締まり事項に関するものであったが、昭和8年3月10日の都市計画地方委員会第11回での採決の際に、前田多門特別委員長は、本地域を以下の様な区域であると説明している。

「～原案の区域は、宮城を中心とする一帯の地域でありまして、丸の内付近一帯の商業地域として又霞ヶ関付近一帯は中央諸官衙の建築地域と致しまして何れも帝都の中枢地を為して居ります、又三宅坂より半蔵門を経て九段坂に至ります一帯の地域は風光典雅なる内濠に面した高級住宅地でありますから、之等の地域を画して美観地区を指定し、～(省略)～、唯日比谷公園の南側の道路及之に接します建築物の敷地は、日比谷公園付近の美観保持上此の際併せて美観地区と指定する必要があることを認められますから、その区域約二ヘクタール、五千七十四坪を修正追加したのであります～」⁵¹⁾

また、この美観地区の指定理由書には、「東京市は我国政治、経済、文化の中心を為し世界都市中人口に於いて第二位、面積に於いて第五位を占むるに至りと雖も翻て都市構築上より之を觀るときは未だ甚しく遜色ありと謂わざるべからず、乃ち各種都市施設の完成を期すると共に都市美観上に於いても益々改善整備を図るの要緊なるものあるを以て先づ帝都の中心たる皇城の外郭一帯の地を画して市街地建築部法第15条に依る美観地区に指定して～」とあり、対象地として「帝都の中心である皇城の外郭」を取り上げていることが述べられている。

さらに、東京地方委員会の特別委員会第1回(昭和8年1月16日)の審議の際にも「～日本に於いて第一番のことでありますし、宮城を中心とする点が最も意義ある事でありまして、一番元の起こりは矢張り宮城との関係であります、宮内省方面では、宮城を覗きさへしなければどんな建物が出来てもいい、宮内省方面の御要求はさうであります、これを其の方面だけに止めるか、宮城附近を美観地区として宮城中心とする施設とするか～」⁴⁹⁾と西村輝一事務官が述べており、当時「美観地区」指定第1号を帝都の中心しかも宮城との関係で指定することに意義があると意識されていたと考えることができる。

表-6 都市計画東京地方委員会の日程(著者作成)

会議回数	委員会名	日時
1	都市計画東京地方委員会 第10回	昭和7年12月21日(水曜日)
2	東京都市計画美観地区指定の件 及び土手公園変更の件特別委員会 第1回	昭和8年 1月16日(月曜日)
3	東京都市計画美観地区指定の件 及び土手公園変更の件特別委員会 第2回	昭和8年 2月 7日(火曜日)
4	都市計画東京地方委員会 第11回	昭和8年 3月10日(金曜日)

又、第3号は昭和14年の三重県伊勢市(当時宇治山田市)の伊勢神宮周辺である。これは、昭和14年9月24日の都市計画三重地方委員会(会長小河知事)で原案通り可決され、10月12日に指定されたものであるが、伊勢神宮の内宮、外宮の表参道、御幸道路、旧国道(古市通り)月夜見宮参道の沿道敷地及び鉄道用地両側五十米づつに設定*)にされていること、またあわせて外宮内宮周囲それぞれ100mの範囲に高度地区が設定されていることにみられる様にまさに「特別な地区」を意識した指定であった。

指定理由書は、「宇治山田市の自然環境の清浄を維持せむか為に先に風致地区の指定を見たりと雖も翻っ

て神都としての構築上より之を省察し各種の施設の完成を期すると共に美観上においても益々改善整備を図るの要緊なるものあるを以て先づ枢要なる街路並に鉄道沿線付近地を画して之を美観地区に指定し建築物の構造整備又は敷地に関する制限を為し都市整備の実を挙げると共に古典神都の美化保全に資せむとするものなり」となっており、この美観地区は、そもそも当時の「神都計画」の骨格的な位置付け⁵²⁾を持っている地区で、昭和14年当時の社会状況に大きく影響されたものであったといえよう。⁵³⁾

しかし指定第2号、昭和9年（昭和13年12月15日に大阪駅前若干の追加指定あり）の指定である大阪府においては、現在各自治体の景観形成事業でも行われている様な中心街路（御堂筋）等の指定であり、少し異なっている。⁵⁴⁾

当時の大阪府警察部建築課長中澤誠一郎は、この美観地区を以下のように説明している。

「～大阪駅から大阪の中央動脈たる御堂筋を通りまして、難波駅に至ります部分、それからもう一つは中之島一帯の区域でありまして、あの区域から大阪城前、丁度電車通りに沿いまして今建築工事中の放送局の辺にいて居りますあの一帯、及び郊外電車の各終点、即ち難波駅前、馬場町の周囲、上本町の終点付近及び阿倍野橋の付近斯う云ふような所に美観地区が指定されたのであります。」⁵⁵⁾ また、指定第2号の大阪市の理由書には「大阪市は商工都市として我国の産業、経済の一大中心をなし昭和5年国勢調査に於いて人口約250万の人口を有し、世界都市中屈指の大都市たると雖も翻って都市構築上より之を観るときは猶幾多の施設を改善を要するものあるを以て各種都市施設の計画並に之が事業実施に付き着々其の歩を進めつつあるも都市の「美観」の問題に付いては未だ具体的計画なきを以て茲に中之島を中心とする土佐堀川、堂島川沿岸一帯、大阪城付近、主要各駅付近及び重要幹線の両側又は片側を選定し市街地建築物法第15条による美観地区を指定し～」とあり、大都市へと発展していく大阪の自負は感じ取れる表現はあるものの特に先の2地区のように皇室や神宮を意識した表現はなく、大阪の「美観地区」は、他の戦前の「美観地区」とは異なる性格を有していたと考えられよう。

なお、この大阪の事例は、実際の「美観地区」指定においては東京に遅れをとっているが、検討された時期は東京よりもむしろ早い時期であると考えられる。具体的に言えば、この美観地区が指定される背景には、日本建築協会（前関西建築協会）の指定促進運動があったのであり、同協会は昭和4年7月～昭和5年4月に至るまで機関誌「建築と社会」等において積極的にその運動を展開しているのである。（表－7）

表－7 日本建築協会の「美観地区」指定促進運動（著者作成）

年月日	雑誌 輯・号	号名	「美観地区」指定促進運動の内容
S04.07.01	12・7	都市美観号	美観地区並風致地区建議案
S04.11.01			府当局に対して建議
S04.10.10			大阪朝日新聞夕刊において建議案の概要を発表
S04.10.14			大阪朝日新聞社説において美化地区並風致地区の必要性を説く
S04.11.01	12・11	照明・暖房衛生研究号	再び美観地区指定促進において（巻頭言）
S05.04.01	13・4	建築と風致	美観地区並風致地区指定に関する建議追伸案（付録1）

この中で「美観地区並風致地区建議案」においても、「～今や第一次都市計画事業も着々と進行し、既に第二次都市計画の発表を見たり、然して其中に公園、公園道等の施設少なからざるをみて深く悦ぶものなり。今若し更に進んで、この美観地区を指定せられなば、更に一段の効果あるべきを思ふなり、其効果を一段増大して遺憾ならしむることを得べし。」⁵⁶⁾とあり都市計画の中で積極的に「美観」を創出しようとする姿勢は、「美観地区」又「美観」に関する大阪の先進性とみることができよう。（なお、同協会の会長は建築法案制定のための特別委員であった片岡安でありこの促進運動に大きな影響を与えたと考えられる。）

東京の美観地区については、都市計画東京地方委員会の審議の中で西村輝一事務官が、「現行法の美観地区の規定を準用するのが最も良策であるといふので、其の方針を執りまして、今度提案に

なります迄には約2箇年以上の調査をして居るのであります。」⁵⁷⁾と述べており、昭和8年の東京の指定は、その議論が為された都市計画地方委員会の昭和7年12月～昭和8年3月(表-6)から2年さかのぼっても大阪には及ばず、大阪がより早期に「美観地区」指定を考慮していたと考えることが出来る。

また、この促進運動以前にも、大阪では昭和3年5月の総合大阪都市計画において、大阪駅前整理事業が審議された際、大阪駅前の近代化にあわせ、防火地域の指定とともに美観地区に指定し、その都市景観を整えようとしたが、未だ機が熟していないとして見送られた⁵⁸⁾ことがあり、これらのことは、大阪において「美観地区」制度を積極的に活用する姿勢があった証左と捉えることができよう。

(2)戦後指定の「美観地区」について

戦後の第1号は昭和28年4月7日指定の静岡県沼津市の美観地区(本町(町方町)アーケード街、面積:0.7ha)である。この美観地区の特徴は①全国唯一の商店街における指定であり、②昭和25年に建築基準法となったために、沼津市美観地区条例を制定、同時に建築協定も締結しており、③防火建築帯による不燃共同建築帯であるという点である。この事例は、戦災復興事業の一部変更に伴って実施された事例(当初の都市計画決定幅員20.0mを12.5mに縮小したものであるが、既存12.5mを全面車道部にし、左右建築物の敷地にアーケード形式で歩道部分(公共歩廊)3.75mとることにより、結果として計画道路20.0mを創出した。)であり、「耐火建築促進法」の公布(S27.5)の影響があるとも考えられる「特殊例」と考えることも出来るが、建築基準法になって初めてのケース、そして現状の「美観地区」制度の中で京都市とともに条例化している「完成例」である。(なお、この美観地区は、一階部分を歩道とする有階アーケード方式であり、これは全国唯一の例である。また、当時は、終戦後ということもあって鉄筋コンクリート自体がめずらしく「美観」と感じられたこと⁵⁹⁾、共同建築ということから統一観が重視されたこと等、必ずしも、現在の「美観」意識に合致するといいつらいが、商店街という住民にとって身近な部分で「美観」という概念が取り上げられた例であることは否めない。)

なお、昭和28年7月22日に制定された沼津市美観地区条例は、表-8のような内容である。

表-8 沼津市美観地区条例昭和28年当初の制限項目(著者作成)

制限項目	制限内容
建築様式	原則として共同建築様式
前面道路の間口	15m以上
階数	3階以上
道路境界線から後退距離	1階:3.75m その他の壁面:0.2m
公共歩廊の有効高	3.75m以上
排水管、排気管、暖炉鉄管、電らん、煙突等の配置	道路、通路、及び公共歩廊に面する壁面に露出禁止
広告物等の設置	歩廊天井、道路、通路および歩廊に面する壁面に關し市長の承認制
建築物の意匠、形態、主色等	環境の美を害さないこと

また、この防火建築帯は、完成当時建築物の有階アーケード方式により、「建築物が歩道部分に突出していることで有名になり、全国から視察者が訪れました」⁶⁰⁾と当時の担当者も述べており、「商店街」としても完成前と後では、売り上げが6割も伸びていることが報告されている。⁶¹⁾これらのことは、当時この施策が評価されていたことを示していると思われる。

京都市の美観地区は沼津市から約20年後を経た昭和47年の指定であるが、美観地区そのものの構造については、昭和35～39年の旧美観地区調査に始まり、昭和44年の「まちづくり構想」において景観に関する構想が明確に位置付けられている。⁶²⁾後に京都市風致審議会に諮問される「市街地における景観の保全整備対策、

特に当面必要とされる施策』の審議に関してもこの構想に沿って議論が進められている。この風致審議会で景観専門小委員会を含めて全5回（S45.10～S46.6）の審議が行われている。この中で京都市の美観地区の特徴である2種制は、京都市開発局の試案の段階で既に提案されている。⁶³⁾

また、この試案においては、美観地区は「保護すべき歴史的景観、自然景観の近傍のうち、緊急性のたかい中心市街地に美観地区を指定する。」⁶⁴⁾となっており、自然と共に歴史的景観を保護するための指定であると考えられる。

こうした経過を経て京都市は、「京都市市街地景観条例」を昭和47年7月20日に公布しているが、この中で美観地区は、第6条において表-9の様に2種に分けられている。また、この条例は、「美観地区」に対してだけでなく「特別保全修景地区」・「工作物規制区域」を備えており、美観地区のみならず様々な手法により都市の美観を維持し及び増進する狙いを持っている。（実際に「美観地区」は、表-5に示した地区について指定され、それと共に同地区は、それぞれ「工作物規制区域」に指定されている。「特別保全修景地区」は「伝統的建造物群保存地区」と連動している。）

つまりこの条例は、他の「地区指定」を併用することにより「美観地区」で補いきれない部分についてもより積極的に景観形成していくことを意図していたといえよう。

表-9 京都市市街地景観条例の「美観地区」の2種制（著者作成）

地域の種別	地域の特色
第1種地域	伝統的建築様式により構成されている町並みまたは歴史的建造物等が、周辺の市街地景観と一体となっている風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保全する地域
第2種地域	第1種地域の周辺地域、歴史的建造物等が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域または建築物群としてすぐれた構成美を示している地域で、その景観を保全する地域

この美観地区指定当時の担当者は、景観に対する問題意識として歴史的景観の消失とともに個性が喪失すること、又これによる都市の類型化、画一化を問題としており⁶⁵⁾、歴史保護を通じて都市の画一化を防ぎ、都市の個性を尊重する積極的考えがあったといえよう。（なお、現在美観地区については平成7年の京都市市街地景観条例の改正とともに見直しが行われている現状にある。）

(3)各「美観地区」の現状

戦前の「美観地区」は、現行法制における条例が未制定ということもあって地区指定効果を発揮するには、不十分な状態ではあるがその中であって、

- ①千代田区の「美観地区」は、指定後昭和9年4月12日に6種類の最高限度高さ（31m～15m）規制が警視庁から告示されてた⁶⁶⁾が、現在は東京都屋外広告物条例に基づいて広告物のみが規制されており、
- ②大阪市は、最低限度高さ規定について昭和11年1月大阪府令を持って規定（大阪駅前の高層建築物を対象として）していた⁶⁷⁾が、現在は御堂筋で行政指導による景観の保全・誘導が行われている。⁶⁸⁾
- ③伊勢市は、一部高度地区によって高度規制（建築高さ10m、軒高7m）がなされたが、現在「美観地区」としては条例もなく有名無実の状態となってしまう。

戦後の「美観地区」は、条例制定により規制を行っている状態であるが、

- ④沼津市に関しては、住民の建て替えニーズから、昭和61年に規制を緩和するために条例を改正しており、（表-10）当時の「美観」を維持することが難しい状態となっている。また、住民合意による建築協定も現在は、消滅している状態である。

この沼津市の動きとは、逆に

- ⑤京都市は、平成7年の条例全面改正により2種であった「美観地区」を5種に増やしより、様々な「美観」を維持創出できる様になっている。特に第5種は、高層建築物群に対しても「近代景観」として積極的に整備

していく柔軟な体制をとっている。（表－11）各種「美観地区」の規制は、以下の表－12のとおり。

表－10 沼津市美観地区条例の改正部分の比較表（著者作成）

第4条 審査会	
改正前	市長は第二條の承認又は前條の勧告については、 美観審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞いてこれを定める。
改正後	市長は第2条の承認又は前条の勧告を行うについては、 沼津市美観地区審査会（以下「審査会」という。）の同意を得るものとする。
第5条第1項 建築様式	
改正前	前面道路に面する側の間口は、15m以上として原則として共同建築様式とすること。
改正後	前面道路に面する側の間口は15m以上とし、建築様式は共同建築様式とすること。 ただし、商店街として美観を損しない場合はこの限りではない。
第5条第6項 広告物	
改正前	歩廊用通路の天井又は道路、通路及び歩廊用通路に面する壁面には広告物、 その他これに類する工作物を設けないこと。 但し市長の承認をうけた場合はこの限りでない。
改正後	歩廊用通路の天井又は道路、通路及び歩廊用通路に面する壁面には、 みだりに広告物その他これに類するものを設けないこと。

表－11 京都市街地景観整備条例における「美観地区」5種（市配布のパンフレットより転用）

地域の種別	地域の特色
第1種地域	伝統的な建築様式による建築物が重要な要素となつて、特に趣のある町並みの景観を形成している地域
第2種地域	歴史的な建造物又は道路、河川、公園その他の公共に供する施設が重要な要素となつて、特に趣のある町並みの景観を形成している地域
第3種地域	建築物が群として山並みその他の背景と調和し、趣のある町並みの景観を形成している地域及び和風の建築物が立ち並んで、趣のある町並みの景観を形成している地域
第4種地域	京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地域
第5種地域	高層建築物が群として公整備を示している地域及び第1種地域から第4種地域まで該当しない地域

表－12 京都市各種「美観地区」の規制（市配布パンフレットより転用）

市長の承認が必要な行為		
種別	承認が必要な行為（主なもの）	
	建築物	工作物
第1、第2種	建築物の新築等	第1種工作物又は、第2種工作物の新築等
第3種	高さが10mを越える建築物の新築等	高さが10mを越える第2種工作物の新築等又は建築物に定着し
第4種	高さが12mを越える建築物の新築等	かつ、最上部までの高さが15mを越える第2種工作物の新築等
第5種	高さが15mを越える建築物の新築等	

第1種工作物：高さが1mを越える自動販売機又はこれに類する工作物
 第2種工作物：高さが1.5mを越える垣、柵、煙突その他の工作物で、市街地の景観に支障を及ぼすおそれがあるものとして市長が定めるもの

5 まとめ

本研究では、史的資料に基づいて、

- ①「美観地区」制度が創設当初より、都市計画上の位置づけが弱く、「守り」の地区指定制度として、「特

別」な地区を対象とした制度として誕生したことを明らかにし、

②その性格のとおりしばらくの間「美観地区」制度が適用されることはなくようやく皇室を中心とする「特別な地区」に適用されたこと、

③しかし一方で「美観地区」制度を積極的にとらえる動きもあり、戦前は大阪、近年では、積極的な保全により都市の個性を創出しようとする京都、そして都市計画道路の幅員確保問題を契機にコンクリートの不燃化共同建築物を推進し、同時に「美観」を創出しようとした沼津は、少ないながらもこうした事例に相当することを指摘した。

今後はこうした背景を有する「美観地区」制度適用地区の変化の実態を調査すると共に、近年制定されてきた条例との比較を踏まえ、より有意義な制度としての活用するための条件の検討を進めていく予定である。

【参考文献及び註】

- 1) 渡辺俊一：『「都市計画」の誕生－国際比較からみた日本近代都市計画－』，柏書房，1993年。
- 2) 福本栄三 渡辺俊一 定行恭宏：『都市計画のバイオニア第2部』，財団法人都市計画協会，1986年。
また、上記の既存文献に則って、以下『都市計画調査会議事速記録』の頁は「本編」（本委員会）、
「付編」（特別委員会）に略す。
- 3) 高野研太郎 大須賀常良 増田雅士：風致地区に関する基礎的研究（その1），
日本建築学会大会学術講演梗概集（関東），日本建築学会，pp. 297～298，1993年。
- 4) 伊東孝：昭和戦前期における美観思潮とその機能性格・機能，
第13回日本都市計画学会学術講演会発表論文集，1978，pp. 295～300，1978年。
- 5) 飯沼一省：『都市計画』，常磐書房，pp. 186～189，1934年
- 6) 小林隆徳：我国帝都中枢地計画の変遷と美観地区の指定，都市公論，15-2，1932. 2
- 7) 『都市計画東京地方委員会議事速記録 第4号』 この資料は千代田区役所計画調整課の御厚意により
紹介していただいた資料である。この場を借りて謝意を表したい。
- 8) 鳥井信：明朗都市の建設，建築と社会，18-1，pp. 139～149，1935. 10
- 9) 日本建築協会：美観地区並風致地区建議案，建築と社会，12-7，pp. 10～11，1929. 7
- 10) 都市の美観問題（巻頭言），建築と社会，12-7，p9，1929. 7
- 11) 再び美観地区指定促進に就いて（巻頭言），建築と社会，12-11，p7，1929. 12
- 12) 日本建築協会第一部（法制）委員会報告：美観地区並風致地区指定に関する建議追伸案，建築と社会，
13-4，付録1 pp. 1～2，1930. 4
- 13) 竹重貞蔵：神都計画と宇治山田の思い出，新都市，12-11，pp. 51～52，1958. 11
- 14) 松下喜一：沼津市防火建築帯の造成，建築雑誌，70-824，1955. 7
- 15) 今泉善一：沼津市本通防火帯建設について，建築雑誌，70-825，1955. 8
- 16) 川勝得夫：美観地区をめぐる諸問題 京都の場合（旧美観地区調査とまちづくり構想，建築雑誌，
pp. 703～704，1970. 10
- 17) 依田満：京都市街地景観条例のねらい，新都市，26-3，pp. 43～50，1972. 3
- 18) 京都市風致審議会『京都市における市街地景観の保全・整備対策に関する答申（付 景観専門小委員会
報告）第39回京都市風致審議会議事録概要（要旨）』，1971. 6. 10
- 19) 都市研究生，都市計画調査会成立の経過，関西建築雑誌，1-8，pp. 79-84，1918. 6
- 20) 飯沼一省：『都市計画のバイオニア第3部』，財団法人都市計画協会，pp. 231～232，1986年。
- 21) 「本編」，p8
- 22) 「本編」，pp. 86～87
- 23) 「本編」，pp. 91～93 但し、p91が二枚あり、p92がなく、p93になっている。
- 24) 「本編」，p93
- 25) 「本編」，p93
- 26) 「本編」，p103
- 27) 「本編」，pp. 116～117
- 28) 「本編」，p109
- 29) 「本編」，p110
- 30) 「本編」，p113
- 31) 「本編」，p113
- 32) 第2回の冒頭に前回都市計画法案が第9条まで終わってるとの中西委員長の発言21) があることから、
第1～9条までの審議がなされていたと考えられる。

- 33) 先述 1), pp. 139～p145
- 34) 先述 2), pp. 172～176
- 35) 「付編」, p50
- 36) 「付編」, p50
- 37) 「付編」, p54
- 38) 「付編」, p54
- 39) 「付編」, pp. 54～55
- 40) 「付編」, p63
- 41) 「付編」, pp. 64～65
- 42) 「付編」, p88
- 43) 「付編」, p93
- 44) 「付編」, p277
- 45) 「付編」, p277
- 46) 「付編」, p277
- 47) 建築・まちなみ景観研究会：『建築・まちなみ景観の創造』, 技報堂出版, p55, 1994年では、同様の文章を「当時の都市計画調査会資料より」としている
- 48) 岡山県倉敷市においても「美観地区」があるが、市単独条例により指定しているものである。この経緯としては、横溝善章：美観地区をめぐる諸問題倉敷の場合, 建築雑誌, 1970. 10において、「都市計画法では県下ではじめてのことであり、調査・審議に相当の年月を要することは明らかで、将来法による指定をまつとして、とりえず市単独条例を急ぐことになったという背景から来るもの」とのべられており、都市計画決定を受けている前出 5 都市とは違う存在である。
- 49) 「美観地区」が極めて慎重に運用されていたことを示しているようにも思われるが、その間の行動的な事情については定かではない。
- 50) 先述 7), p368
- 51) 先述 7), p439
- 52) 地方通信, 都市公論, 第22巻第10号, 1934. 10
伊勢の「美化清浄」に限って言えば、江戸時代にも内外清浄・空屋板囲などの法度が出され重視されていた。先述13) 参照
- 53) なお、昭和14年10月27日決定告示の宇治山田市都市計画（神都計画）自体の理由書にも、
「宇治山田市は、畏くも皇大神宮鎮座の聖地にて全国民崇敬の淵源地として発展をとげつつある本市の神都としての特性を～」と宇治山田市を「神都」として位置づけている。
先述13) では、八紘一宇の精神で国論を統一しようとした当時の政府の考え方は、又神都計画を異常なまでの神聖視を以て取り上げることとなった傾きも感じられると述べられている。
- 54) 伊東孝は「大阪では独自の考えに基づいて美観地区の指定を獲得した。」と評価している。「都市及び地域景観保全制度の展開過程と景観思潮に関する研究」, p28, 1972. 2
- 55) 大阪の都市美座談会（昭和10年10月15日, 於A. B. C倶楽部別室）, 建築と社会, Vol19, 1936
- 56) 美観地区並風致地区建議案, 建築と社会, 第12輯第7号, 1929. 7
- 57) 先述 7), p368
- 58) 大阪市都市局：『大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー』, p246, 1991. 3
- 59) 澤田 充生 内田伸也 岸井隆幸：美観地区沼津市アーケード商店街に関する研究,
土木学会第50回年次学術講演概要集 4, pp. 942～943, 1995における元担当者に対するヒアリング調査より

なお、石川允：防火帯のことども、新都市, 13-5, pp. 8~10, において石川は、この沼津市の防火帯に関して「延々五百米に達する鉄筋コンクリートの建築物による 壁は、さすがに壮観である。その先の旧来の商店街がまるで「燈」の消えたように「わびしく」感じる」と述べている。

60) 静岡県都市住宅部計画課：『静岡県土地区画整理史』, pp. 305~308, 1978. 3

61) 石原俊介：商店街の再開発に就いて－沼津市7-ケート街実態調査－, 日本建築学会論文報告集, 第54号, pp. 689~692, 1956. 9

62) 先述16), pp. 703~704,

63) 先述18), p3

64) 同上, p3

65) 先述17), pp. 43~50 また16), 18)の中でも同様のことが述べられている。

66) 警視庁告示第99号, 1934. 4. 12

67) 先述58), p246

68) 先述47), p134